

令和7年度

観光地海岸清掃イベント

を実施する団体へ**助成金**を交付します



町内の観光地の海岸にて清掃イベントを実施する町民団体に対して助成金を交付します。

対象団体

- ・団体の代表者が町内に住民票があること
- ・営利を目的とした団体でないこと



対象のイベント

- ・団体が自主的に観光地の海岸を清掃すること
- ・参加人数が15人以上であること
- ・清掃活動が2時間以上であること
- ・他の補助金等の支援制度を活用していないこと

助成額

- ・参加人数に応じて変わりますが、上限は5万円
- ① 清掃イベント1回につき2万円
- ② 参加人数×1,500円 ①+②=助成額



回収ごみの処理について

イベントで回収したごみは、分別洗浄の上、リサイクルセンターまたは清掃センターへ持ち込みをお願いします。

※処理料金は無料

南種子町役場 企画課 観光経済係

〒891-3792 南種子町中之上 2793-1

TEL ; 0997-26-1111 mail ; kankou2@town.minamitane.lg.jp

助成金交付の流れ

実施計画の申請

内容の審査

実施計画の承認

イベントの実施

交付申請

助成金額の決定

助成金額の請求

助成金交付

イベントの **10 日前までに** 申請
【申請に必要な書類】

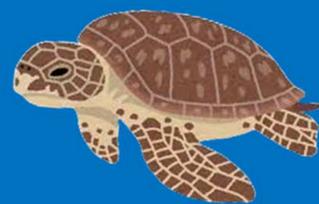
- ① 海岸清掃イベント実施計画承認申請書（様式第 1 号）
- ② イベントの概要がわかる書類
- ③ 実施場所がわかる書類

イベント終了時に交付申請
【申請に必要な書類】

- ① 海岸清掃イベント助成金交付申請書兼実績報告書（様式第 5 号）
- ② 参加者名簿（様式第 6 号）
- ③ 写真（活動前・中・後の各状況と参加人数がわかる写真）

【請求に必要な書類】

- ① 請求書（様式第 9 号）



申請方法

- ・ 窓口への持参、郵送、メール
- ・ 様式は、ホームページからダウンロード可能です。

※注意事項

- ・ ボランティア保険への加入は申請者で行ってください。
- ・ 同海岸の清掃に対し再度交付申請する場合は、前回の清掃実施日から 30 日以上期間を空ける必要があります。